

神薬国保骨院・整骨院の施術について



全ての施術で健康保険が適用される訳ではありません



健康保険が使える場合 (外傷性の負傷のみ)

神薬国保

健康保険が使えない場合

(病気による痛み/原因不明の痛み)

負傷原因がはっきりしている外傷性の負傷で、慢性にいたっていない下記のものに限られます

- 打撲 ○ねんざ ○肉離れ(挫傷)
- 骨折 ○ひび(不全骨折) ○脱臼

※骨折、ひび、脱臼は応急手当を除き、医師の同意が必要です

※骨・腱・筋・関節・靭帯などのケガが保険適用となります



- ・日常生活での単なる肩こり、筋肉疲労の回復、原因不明の痛み
- ・工作中や通勤途中のケガ(労働災害保険適用)
- ・慢性化した外傷性の負傷
※慢性化とは、施術の効果が認められず、同じ部位に対する施術が長期化した状態
- ・疾病(リウマチ、関節炎、神経痛、五十肩、ヘルニアなど)による痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病からくる痛みやしびれ
- ・医療機関で同じ部位の治療を受けている期間(湿布などの調剤が処方されている期間も含む)

国保組合から照会文書が届いたら

☞ 受けられた施術内容や負傷原因などを確認させていただくため照会文書が届きましたら、**患者様本人が回答を記入して提出**してください。

お困りのとき、または何か分からないことがあるときは…

『患者相談ダイヤル』へご相談ください

☎ 0120-655-011

相談日：毎月第2日曜日 10:00~15:30

接骨院・整骨院の全ての施術で健康保険が適用される訳ではありません

通院回数の多い方へのお願い

外傷性の負傷は徐々に通院回数が減るのが一般的です

- ➡ 接骨院は、薬は使えません。
- ➡ したがって痛めた直後は、通院回数はある程度必要です。
- ➡ しかし、症状が治まって来る2～3週間経過してからの時期、つまり痛めた翌月以降は経過観察になるので、通院して治療を受ける頻度が少なくなるのが一般的です。



慢性的な疾患は健康保険は使えません

➡ 慢性的な痛みを緩和するために定期的に施術を続ける場合は、保険適用になりませんのでご注意ください。



施術が長引くようでしたら

施術の見通しについて聞いてください

- ➡ 接骨院で医師の同意なしでかけられるような捻挫・打撲・挫傷の場合には3カ月が治癒の目安です。
- ➡ 3カ月経っても治らない場合は、今後の施術計画を柔道整復師にご相談ください。



施術が長期になったら医科の受診を相談ください



- ➡ 長期の施術になる場合には、医療機関への受診をすすめるように指導することは柔道整復師法に定められています。
- ➡ 長期の施術であれば、外傷によるものではない別な要因、内科的な要因も考えられますので、医療機関の受診をおすすめします。

領収書と明細書を持ち、保管をお願いします

- ➡ 通院のたびに、領収書と一緒に明細書をもらい、ご自宅で保管してください。
- ➡ 国保組合から施術内容や負傷原因について照会文書が届いた際には、領収書や明細書を確認して正確に回答してください。



国保組合は、皆さまの大切な保険料で運営されています。接骨院や整骨院で正しい施術が行われるよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

